

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 11 月 8 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵子
 同 小 島 健 一
 同 作 山 ゆうすけ

1 措置の対象となった監査の結果

令和 4 年 4 月 28 日（神奈川県公報定期第 304 号）神奈川県監査委員公表第 14 号で公表した不適切事項が認められた 2 か所に係る 6 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 産業労働局

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和 3 年 11 月 12 日（令和 3 年 9 月 9 日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、受講用端末ほか購入契約（契約額 37,899,950 円）の履行遅滞に伴う違約金 124,187 円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入として収入調定を行うべきところ、これを行わず、契約額 37,899,950 円から違約金相当額 124,187 円を減額して支払うことにより処理していた。</p> <p>2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 若手商業者連携促進事業に係るコーディネーターへの謝礼金（1 名分 50,000 円）の支払が履行確認後 3 月を超えて遅れていた。</p> <p>(2) 令和 3 年 3 月分のさがみロボット産業特区プレ実証フィールドのインターネット利用料 1,408 円につい</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、総計予算主義の原則に対する認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、予算の原則についての正確な理解の徹底を図るとともに、経理処理において複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 謝礼金の支払遅れについては、履行確認書類の確認が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員に</p>

		<p>て、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額220,000円、契約期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率について、神奈川県財務規則第33条第1項で定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.6%としていた。その結果、貸付料の納付遅延に伴う違約金の調定に当たり、違約金の率を誤り、1件、6円が徴収不足であった。</p> <p>(2) 業務用参考図書を購入（59,400円）に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p>	<p>よる確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) インターネット利用料の支払遅れについては、書類の管理及び進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、書類の管理を適切に行い、事業課との連絡を密にするとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 自動販売機設置場所賃貸借契約における履行遅滞に係る違約金の率の誤りは、契約締結時に適用される率の確認が不十分であったこと及び決裁過程におけるチェック機能が働かなかったことにより、生じたものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則及び関係通知を起案に添付してチェックするなど、確認を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 業務用参考図書を購入に当たり一者随意契約を行っていたことについては、歳出予算執行依頼票の内容確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事業課との情報共有を密にするとともに、複数の職員による確認</p>
--	--	--	---

			体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	--	--------------------------------

(2) 企業庁

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場	令和4年3月1日（令和3年11月12日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、谷ヶ原浄水場警備業務委託契約（契約額15,523,200円、契約期間：令和2年5月1日から令和5年3月31日まで）に基づき行われた令和2年10月30日の警備業務について、仕様書で定める実務経験3年以上の警備員による業務の履行がなされておらず、契約の目的を達していないにもかかわらず、同日分の委託料として17,600円を支払っていた。	不適切事項については、仕様書の確認が不十分であったことによるものであり、令和4年4月5日の課内会議で、警備員が急遽交代する際は、仕様書に定める実務経験を確認するよう周知し、委託事業者へは、仕様を満たす警備員が欠けることのないよう派遣体制を強化させた。 今後は、このようなことのないよう、仕様書の内容を十分に確認するとともに、委託業者に対して、警備員を変更する際には、仕様書に定める実務経験を満たす者を派遣するよう改めて指導することにより、適正な事務執行に努めることとした。